

令和元年度第2回三郷市景観審議会

1 開催日時：令和元年12月19日（木）10時00分～11時30分

2 開催場所：三郷市役所 6階 第2委員会室

3 出席者 9名（委員総数10名）

（委員）

野中会長、田邊副会長、齊藤委員、横内委員、松井委員（欠席）、岡庭委員、

戸邊委員、福脇委員、橋本委員、小高委員

（事務局）

木津市長（以下、市長）

松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）

矢野まちづくり推進副部長（以下、まちづくり推進副部長）

都市デザイン課：城津都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）

浦川主幹兼都市計画係長（以下、都市デザイン課主幹）

富安主査（以下、都市デザイン課主査）

日暮主任、野副主任（以下、都市デザイン課主任）

4 議案の審議

議案第1号

三郷市景観計画の変更について【諮問】

5 報告事項

① 屋外広告物の取組状況について

② 第4回三郷市景観賞について

③ 景観計画に基づく届出の状況について

6 委嘱式

（1）開会

●（都市デザイン課主査）

[開会]

（2）委嘱書の交付

●（市長）

[各委員に委嘱書を交付]

（3）市長挨拶

●（市長）

[市長挨拶]

7 景観審議会

(1) 開 会

- (都市デザイン課主査)

[開会]

[資料確認]

(2) 会長及び副会長の選出

- (都市デザイン課長)

[三郷市景観条例による会長及び副会長の選出について説明]

- (都市デザイン課主査)

[仮議長に市長を指名し、議事を進行]

- 仮議長(市長)

[委員の出席状況を求める]

- (都市デザイン課長)

[委員 10 名中 9 名が出席していることを報告]

- 仮議長(市長)

[条例の規定に基づき会長を選出]

[野中委員が会長に推薦され、野中委員承諾]

[野中会長より田邊委員が副会長に指名され、田邊委員承諾]

(3) 会長挨拶

- (野中会長)

[会長挨拶]

(4) 副会長挨拶

- (田邊副会長)

[副会長挨拶]

(5) 諒問書の提出

[市長より会長に諒問書を提出]

[市長退席]

[野中新会長が議長となり、議事を進行]

● (野中会長)

[傍聴者の有無及び非公開に関する説明を求める]

● (都市デザイン課長)

[傍聴者がいないこと及び議事内容が非公開情報に該当しないことについて報告]

● (野中会長)

[会議録の署名委員について、田邊副会長と齊藤委員を指名]

(6) 議案の審議及び報告事項

「議案第1号 三郷市景観計画の変更について」【諮問】

● (都市デザイン課主幹)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様のご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

挙手の上、ご発言いただけたらと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

● (橋本委員)

私、三郷団地に住んでいまして、この北部地区の事前説明会に先日足を運んでみました。そのなかで急に大きな建物が出来てしまうので、地元の方もちょっと心配だというニュアンスの声が聞こえてきました。そのときの市の方の説明の仕方として、国の法律で決まっているからこうなるんですよというようなロジックが展開されていた記憶があります。それは高さとセットバックに関するもの、あと緑地計画の幅員に関する事だと思いますが、僕はそれはちょっと違うのではないかと思いました。国が決めている基準は最低基準であって、三郷市はどうするかという何か根拠のようなものをベースにして、出来上がる建築物を制限するなりして、三郷市が掲げているまちのメッセージを法律レベルで反映させるような形になるといいのかなとそのとき思いました。三郷市が掲げる条例のようなものがないことによって、市の職員の方が国の建築基準法のようなものを根拠に説明せざるを得ないだろうなとそのとき思ったので、そろそろ三郷市らしさを促すような条例のようなものを考えるべき時期に来ているのかなと思いました。

● (都市デザイン課長)

私も説明会に参加しております、説明がうまくなかつたのかもしれません、三郷市の独自のルールということで、現在、地区計画を定めようということで、まさにその都市計画の手続きをしている状況です。ですから、今ご指摘いただいた点が三郷市独自のルールということで、この北部地区をどうしていくということをお示ししたところの説明が少し良くなかったとお話を伺っていて感じました。

関係機関と協議をしておりまして、緩衝帯の幅につきましても、区域の周辺部に10mと5mのものを配置しようということや、公園や緑地等を配置していきましょうということを地区計画の地区施設として定めているものです。都市計画法に基づく地区計画を定めて誘導していくことを考えております。

高さにつきましても、絶対高さを設けなかつたのですけども、北側の吉川市に隣接したブロックにつきましては、北側斜線の考え方を流用しまして、ある程度の高さの制限ができるように定めておりまして、いずれにつきましても、地区計画のなかで三郷市の考え方を示していきたいということをベースに考えております。以上でございます。

● (野中会長)

よろしいでしょうか。

ちなみに都市計画の手続きというのは、今どういう状況にありますか。

● (都市デザイン課長)

現在、17条縦覧という手続きをしておりまして、12月6日から20日までの2週間、案の縦覧をしています。それが終わりますと、もし意見書が出れば、その意見書の対応をいたします。また、来年の1月下旬になろうかと思いますが、市の都市計画審議会を予定しております。市街化区域への編入の案件もございますので、翌月に県の都市計画審議会へ諮問いたしまして、最終的には年度末の都市計画決定を目指しているところでございます。

● (野中会長)

諮問の内容は、市街化区域への編入だけでなく、今お話をありました地区計画もあわせてでしょうか。

● (都市デザイン課長)

地区計画、下水道、防火・準防火地域、用途地域になります。

用途地域は工業地域になるのですけども、その用途地域を定めていきます。

● (野中会長)

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

● (戸邊委員)

北部地区的面積はどれくらいになるのでしょうか。

あと、春日部農林振興センターとの調整について、意見はあったのか、お尋ねします。

それともう一点ですが、今回、ときめき景観ゾーンに変わるということですが、地権者の方の意見はなかったのか、あったのでしょうか。その点について、お伺いします。

● (都市デザイン課長)

3点ご質問いただいたと思います。

まず、区域の面積ですが、土地区画整理事業につきましては、23.1ha、これが事業区域の面積です。市街化区域に編入する面積につきましては、東側の二郷半用水路の面積を含みますので、24.6haとなります。少しずれますが、そのずれは二郷半用水路の区域となります。

二つ目の春日部農林振興センターとの調整状況について、ご質問がございましたが、まず区画整理の手続きに入る前に農林調整とよく呼ぶのですが、農林漁業との調整措置というものがございまして、田んぼを土地利用変更するときに、農林部局としっかりと協議させてい

ただきます。そういったなかで、区画整理の際の周りに対する配慮や農業振興の考え方などをまとめまして、その協議結果を国と協議しながら、調整を図りました。

最後に、残る農地の部分だと思いますが、地権者の方から何かあったかと申しますと、主に田んぼをやっていらっしゃいますので、農業用水の切り回しなどについて、ご質問がありました。

● (野中会長)

よろしいでしょうか。

● (横内委員)

地図でも拝見させていただいて、吉川市との隣接されているところで、三郷市側で変えるということですけども、隣接する向こう側との調整や問題点については、既にお話しされているのでしょうか。というのも特に道路の西側が今回変更になっているのですけども、この地図を見る限り、吉川市側に入るといきなり住宅地のような感じになっています。こちらまで開発すると、いきなり家がいっぱいありますので、ちょっと整合性がとれないように感じます。吉川市とのお話はどうなっているのか教えてください。

● (都市デザイン課長)

先ほどの橋本委員からの団地の関係で説明会のお話がございましたが、吉川市の方にも出向きまして説明会を行っております。また、吉川市の担当部局とも調整をいたしまして、そこで地区計画の説明をしっかりしてまいりました。確かに住宅地になるのですが、日影の影響等につきましても、考え方の説明をして対応いたしました。

● (野中会長)

他にはございますか。

● (福脇委員)

図面をみると、エリアなのですから、中途半端にこの調整区域が間に残るじゃないですか。これはやはり地権者との兼ね合いで残ってしまった、あるいは最初からこういう計画だったのですか。本来であれば、全部一気にやったほうがまちなみとしてはすっきりするのではないかと単純に思いました。農地が混在すると、将来的にも問題が起きてくるのではないかと思って申し上げました。

● (都市デザイン課長)

区域の設定につきましては、必要な土地利用の誘導量というものがございます。産業系の土地利用となりまして、全県でバランスをとっていかなければなりません。私どもでここに誘導するようにということや、どのぐらいのボリュームだということもございます。そういうことを面積に置き換えていきますと、これが適正規模だということで、今回区域を決めております。これは当然、道路で周りが区切られるわけなのですから、その面積の考え方を選びすぐりいたしまして、このような形になっているところでございます。

● (野中会長)

よろしいですか。

● (田邊副会長)

今回の変更について、ここで審議するのは景観計画のなかでのゾーニングに当たると思います。現行の景観計画では、既成市街地と新しい市街地を分けているのですけども、新しい市街地のなかには、三郷中央駅周辺のような住居系、商業系の市街地とインター地区のような工業系、物流系の市街地がひとつのゾーンに一緒くたになっている状況だと思います。こういう用途の違うものがひとつのゾーンとして、取り扱われていることにおいて、何か課題や問題点はないのでしょうか。

● (都市デザイン課長)

駅周辺の商業中心のところと産業系のインター周辺のところで全く内容が異なるのですけども、同じ景観ゾーンに設定しているということでお受けしたのですけども、今のところそれぞれの景観計画の手続きのなかで、大きな問題は出でていないと思いますが、ご指摘をいただいたところも確かにそうだと思いますので、今後お預かりをして、検討していくかと考えております。

● (野中会長)

他にはいかがでしょうか。

意見が出尽くしたようですが、よろしいでしょうか。

本議案につきましては、諮問事項ということになります。

従いまして議案第1号「三郷市景観計画の変更について」採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、議案第1号について、採決いたします。

事務局案のとおり、変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

全員賛成ということになります。

よって本案は、原案のとおり決定をいたしたいと思います。

なお、ご決定いただいた審議事項につきましては、私から市長に速やかに答申いたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。

委員の皆さん、慎重なご審議をいただきありがとうございました。

「報告事項① 屋外広告物の取組状況について」及び「報告事項② 第4回三郷市景観賞について」及び「報告事項③ 景観計画に基づく届出の状況について」

● (都市デザイン課主幹)

[報告事項①及び報告事項②について、資料に基づき説明する]

● (都市デザイン課主事)

[報告事項③について、資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ただいまの事務局の説明に関して、ご意見、ご質問はございますか。

挙手の上、ご発言いただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

● (橋本委員)

最初は屋外広告物の取り扱いについてですが、私もこの間の台風の時に道路際の看板が倒れているのを5か所ぐらい見た記憶があります。2ページのオーナーさんへの啓発活動、3ページの民間事業者への働きかけを考えていきたいというお話がありましたが、直接看板屋さんにアプローチするのが早いと思います。もし少し早く進むんだろうなと思います。自分がやったやつだから何かあったら困るなという意識があると思います。

それと看板を設置するにあたって、申請手続きはあるのでしょうか。もしそれがあるのであれば、築何年ぐらい経っているとか、取り付けた業者が誰だとか、すぐに把握できるので、何かそういうアプローチするものがあれば管理しやすいと思います。

● (都市デザイン課長)

まず、看板屋さんへのアプローチの件につきまして、確かにそうだと感じますので今後検討させていただきます。

届出の件について、あとで補足で説明させますけども、我々手続きがございまして、一定の要件を満たしたものについては届出をするようになっております。その辺について細かく説明をお願いします。

● (都市デザイン課主幹)

補足ですけども、現在、三郷市の屋外広告物条例というものがございまして、条例に基づいた許可申請の手続きがございます。今、城津が申したとおり、ある一定規模ということですが、これはかなり条件が複雑でございまして、許可申請が必要なもの、不要なもの、いろいろありますが、基本的には大きいものは許可申請が必要となっております。許可申請が主なものとして、例えば県道沿いに民間の広告が立ち並んでいるようなものは、だいたい必要となっております。その許可申請を出していただいて、基本的には3年間の許可期間を設けておりまして、3年経ちますと更新の手続きがなされます。その時に自主点検というものを書いていただいて、自主点検の状況と更新の申請書を出していただいて、それがずっと続いて

いくという形となっております。これが許可申請の流れとなっております。ただ、自主広告、自分の家にある広告物については、基本的に届出不要となっておりますので、その場合については、市の方で把握していないことが多いという状況でございます。

● (橋本委員)

申請しなくてはいけない条件は大きいものというお話がありましたけど、小さいものがいっぱい付いているものも危ないし、それについてはどうなのですか。

● (都市デザイン課主幹)

例えば、屋上のような高いところについている広告物については、この建物の規模にはこれしか付けられませんという基準がそもそもございます。その基準を超えていると、そもそも出来ないということになりますが、その数値の基準にいろんな条件があり、説明が非常に難しいところがありますが、基本的に危ないだろうと思われる広告物については、ほとんど許可申請の対象となってございますので、ご安心いただきたいと思います。

● (野中会長)

よろしいでしょうか。

2ページ下の市内パトロール事例①について、ちょっと写真だとよく分からぬのですけれども、この看板は道路の上の方にかかっているように見えるのですけど、そうすると広告物の方からのアプローチだけでなく、道路占用の許可が本来必要になってくる可能性があるので、そういうところから攻めるというやり方もあると思います。

一方で、他市でもそうなのですが、空き店舗が放置されていることが課題になっているようです。実際に指導されていると思うのですが、どのように指導されているのでしょうか。

● (都市デザイン課主幹)

この道路上にはみ出ている看板につきましては、考え方の整理をしなくてはいけないのですが、違反という可能性もございます。ただ、この場をもって違反ということは難しいと思いますので、これは精査して、どのように取り扱うかということを今後検討しなくてはいけないと思います。

● (野中会長)

下を通行する歩行者に対する危険性を考えると、そういう方向からも問題提起できるということで、これそのものの話ではありません。

● (都市デザイン課長)

浦川の方から複雑だと申し上げたのですけども、屋外広告物条例のしおりというものがありまして、これが条例を分かりやすく解説しております。道路占用許可は当然必要になりますが、道路上に突き出しても、ルール上大丈夫なものもございます。

先ほどご提言いただきました看板の業者さんにアプローチということであれば、届出が必

要でないものについても広くカバーすることができます。もしかすると、私達が気付かないだけで、届出が必要でも掲出されてしまうものも現実的にはございます。

あと、途中お話にもございましたが、ちゃんと営業されている店舗ですと、しっかり気にしてメンテナンス等されているのですが、段々管理が疎かになっている現状も実際にはございます。そういったなかで条例の内容につきましては、近隣市と比べても一般的な内容となってございますので、この条例の運用のなかで、しっかり管理、運用していくことだと思っております。今色々とお話をさせていただいて、私たちも全部はカバーしきれないというのは、これまででもお伝えしてきたとおりでございますが、たくさんやることはあるということは理解しております。この場をお借りして、色々とご提言いただきながら、取組を進めていきたいと考えております。

● (野中会長)

ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。

● (齊藤委員)

2ページの（3）の注意喚起についてなのですが、先ほどおっしゃられたこととリンクするかもしれません、表示設置者又は管理者にオーナーさんへのガイドブックや文書を送付しましたということなのですが、実際に何件ぐらいの方にこの案内をお送りされたのかということと、ガイドブックの内容というのはどこかで拝見できるのでしょうか。

● (都市デザイン課主幹)

注意喚起につきましては、2件送付しております。この写真のとおりでございます。
こちらのオーナーさんのための看板の安全管理ガイドブックにつきましては、埼玉県のホームページに載っております、市のページから辿っていけば、見れることになっています。
埼玉県の田園都市づくり課のホームページから見ることができます。

● (田邊副会長)

一応、私は屋外広告士なので、少し背景をお話しさせていただきたいと思うのですけども、このオーナーさんのための看板の安全管理ガイドブックというのは、一定程度存在する看板屋さんのなかでも意識の高い方々が主体となっている業界団体が作っております。

最近の屋外広告物の問題というのは、屋外広告物の施工業者さんがかなり多様化していて、従来のように看板屋さんでない方、内装業者さんが全体を請け負っていて、そのなかで手続きが漏れてしまったりとか、充分な安全性能が管理できていないということが割と多いと思います。看板屋さん自身もそういうことに対して、非常に危機感を持って、こういうガイドブックを作っているという背景があります。

看板屋さんへのアプローチというのは当然有効だと思いますけれども、かなり看板を取り巻く施工の在り方も多様化していますので、そういう意味では、こういうパトロールのような形もやはり継続して、実施していくことが必要だと思います。また、新規に店舗ができるような場合、景観アドバイザーなどでも関わっていますけれども、そういうときに

建築物だけではなくて、看板の在り方というのも注視できるようなこともあわせて取り組んでいくといいかなと思います。

● (野中会長)

ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。

● (横内委員)

危険な広告物を見た市民の方や通行人の方からの通報受付ホットラインという制度があるのか、ないのか、お尋ねします。もう1点、そういった通報をですね、昨年度受けたのであればどれくらいあったのか、もしお分かりであれば教えてください。

● (都市デザイン課長)

まず、ホットラインについては、特段設けておりませんが、市役所に電話等あった場合には私どもで対応することになります。そのいただいた通報につきましては、私達で現場を確認して、先ほどご紹介した4ページのように対応をしていくわけですが、なかなか課題の多いところでございます。掲出する所有者さんがあまり積極的でなかつたりするので、私達が強制的にやっていいものかどうかという悩みはございます。まずは危険があって、ぶつかって怪我をされると困りますので、そういう視点に立って積極的にやっていきたいと考えております。

相談の件数は細かくは把握しておりませんが、感覚の話でよければお伝えいたします。

● (都市デザイン課主幹)

手元になにもないので、おおむね年間4、5件程度いただいております。よくあるのは歩行者の方に対して危険ではないかという交通からの観点での通報が多いと思います。そのことに基づきまして、我々の市でも看板を少し移動してくれないかとか、この場所は良くないのではないかという話を地元の方とさせていただいている状況でございます。

● (橋本委員)

先ほど委員の方がおっしゃっていた、何か危険な看板を見つけた場合の問い合わせ窓口を設けるというのは良い話だと思いました、それと同時に以前、地震の時にブロック塀が倒れて、子供が下敷きになって亡くなつたということがありました。改めて町のなかを見回してみると、そういった違法な塀が結構あると思うので、看板だけに限らず、そういったことを受け付けるところをアピールするといいかなと思いました。

● (都市デザイン課長)

そのように思います。

今回ご紹介した3ページの公共施設における屋外広告物の安全管理ということで、昨年1年間皆さんと一緒にご議論させていただいて、我々の公共施設用の定型マニュアルを立ち上げました。これについても、少しお恥ずかしい話なのですが、せっかく作らせていた

だいたいのですけども、府内の運用すらままならない状況でございます。

我々の手がなかなか回り切らないということがございまして、例えばそのホットラインをやりましょうと私が取り組みを進めたときに、充分な活動ができるかということが現実問題としてはございます。ただ、考え方としては、看板、ブロック塀、もちろん水路でもそうなのですが、危ないことがあっては困るというのは市役所として考えておりますので、あまり大風呂敷は広げられないのですが、そのような視点をもって、今後取り組んでいきたいと考えております。

● (橋本委員)

市の職員の方と建築士会が共同で年に1回、安全パトロールをする機会があります。それは工事中の物件を巡回して、全てじゃないんですけど、法律で決められているような形で工事が進められているかということを抜き打ちで業者さんに啓発するようなことをしています。僕もなかなか普段三郷市内を巡回する機会というのはなくて、そういうときに一緒に同席して、あちこち行くと、たまにそういった危険なブロック塀を見つけたりする機会があります。同じように市の職員さんも、建築関係や都市計画関係以外の部署の方が、何かの目的でぐるぐる巡回している、活動されているときがあるのかなと思います。そういう方が判断できるような何か基準があると、市の職員さんの間であそこにこういうのがあったよというような情報が来るんじゃないかなと思います。市の職員さんも違う部署、建築とか都市計画とか全然関係ないところでも、何かそういうふうに市内を何かの目的で巡回するような時に気づいたら教えてねとか、報告してねとか、そのチェックポイントだけ分かるような何かツールがあるといいなと思いました。

● (都市デザイン課長)

全くそう思います。

屋外広告物の話ですから、それはここの職場を経験したものがいろんな部署に異動して回るのですが、そういう人間は気になると思います。ただ、全く知らない職員もおりまして、屋外広告物は私達が担当していることすら知らない職員の方が多いような状況があります。定期的に回っているかどうかというと、いろんな課でやっておりますので、少し把握していないところもありますが、例えば、道を走っていて穴が空いていれば、当然誰が見ても危ないので、道路の部署に連絡するというルートがある程度一般的になっているところがございます。屋外広告物、ブロック、建築物もそうなのですけども、そういうルートができるといいとお話を伺って感じました。ただ、それについて、具体的に動き出せるかというとそこは自信がないのですが、考え方としては全く異論はございません。

● (岡庭委員)

看板の話が出ていまして、通常看板の落下や破損はだいたい風の強いときに起こると思います。春一番の時期、9月・10月の台風の時期、11月ぐらいの木枯らしの時期というように分けられると思います。資料では9月1日から10日までの10日間のパトロールということですが、通常いつ起きてもおかしくないと、先般の台風19号におきましても、民間の駐車場の看板が結構飛ばされておりました。私の関係するところでも2か所あります。

すぐに修理をしたところですが、普段見ていて何の問題もなかったのですが、やはり大きな風速40何mの風が吹きますと、そういうものは飛んでしまう。看板も落下してしまう。今回出ているのは、自然の鎧による自然落下に備えるというような状況だと思いますが、台風時や強風時は少し予測不可能なことが起こります。さっき申し上げたとおり目視で大丈夫だと思っていても、そういう大きな風が吹くと飛んでしまう。落下するという状況がありますので、できればこのようなパトロールももう少し日数的に、できれば増やしていただければいいのかなと思います。実際目視だけだと分からることもあります。高いところを見ることがあるのですが、なかなかそれも難しいのかなと思うのですが、できれば日数的に増やしていただいて、問題があれば、注意喚起するという方向性が一番いいのかなと思っています。また、先ほどブロック塀のお話があったのですが、実際三郷市で今年度と来年度、ブロック塀をアルミのフェンスや生垣に変えた場合には、補助金が出るということで、私の関係するところでは2か所申請して、修理をしているところでございます。今年度の申請件数は10か所だったでしょうか。

● (まちづくり推進部長)

そうですね、今年度は現時点で10か所前後の申請が出ていると思います。

● (岡庭委員)

さらに問い合わせがあるということで、補正予算を付けてやるということで、ただ年度的には今年度と来年度、2か年の事業計画ですので、私の関係するところでは、来年度もう1か所申請してやろうかなというように考えています。そういうことの情報がどこに出ているかというとネット上で調べるか、広報で見るかですが、市民の方も隅々まで広報を読んでいないことがあります。こういう情報がちょっと入って来たときに、スムーズに運営していくためございますので、できれば広報活動ももう少し丁寧にしていただければいいのかなと思います。看板の落下等も広報等の目立つところに、書いていただくと非常にいいのかなと思います。ですから、それは先ほど申したとおり、春先、秋の台風、木枯らしの時期にやってもらえばいいのかなと思います。

また、私は警察関係の仕事をしておりますと、風が強かった次の日に信号機が結構動いている場合がございます。それは見つけたらすぐ警察の方に通報して、交通課の方で直していただくという形をとっておりますので、そういう流れが今後しっかりとできれば、この問題を解決できるのかなというふうに思います。

● (野中会長)

ありがとうございます。

● (都市デザイン課長)

ついでにやるのか、それ専門で出していくのかで、だいぶ効果も変わってくると思いますが、まず私達が現場に出る必要というものを感じておりますので、その辺を検討して対応できるように調整をしてまいりたいと思います。

また、広報の在り方ですが、やはりいいタイミングで行うと効果が出ると思いますので、

9月の旬間の時は実施していくのですが、その他で何か機会を見つけて広報できるように検討していきます。

● (齊藤委員)

せっかく市のアプリがあるので、ぜひ活用していただいて、定期的に風が強くなる季節の前にそういった告知をされるだけでも、広報誌を見ない世代が絶対に認知すると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

● (都市デザイン課長)

わかりました。

● (野中会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

広告物以外にもあるんですが、景観計画の届出、あるいは景観賞についてはいかがでしょうか。

● (橋本委員)

11ページの景観啓発パネル、つまり景観賞の受賞作品ですが、やはりどうしても建物をフォーカスしているものがほとんどだと思うんですけども、三郷市の景観というものを考えたときに、やはり最初に思い浮かぶのは、私の場合はどうしても川とか、土手とか、田んぼとか、道路とか、土木系が多いんですね。三郷市の景観を作っているのも、やはり建物以外のものが多いのではないかというふうに思うんです。建築以外の今まで土木といわれるものも、今後少しづつ景観賞の募集要件にしていくといいのではないかと思いました。色々とキーワードを書いたんですが、例えば土手、道路、橋、川、水路、山、林、公園、緑地、植え込み、畑、田んぼ、鉄道とか書いたんですけど、そういうものを今後景観賞の対象にしていく動きがあるといいと思います。

● (都市デザイン課長)

実は昨年度から継続して委員をやってくださっている方が大半ということもございまして、こここの説明が今回少し足りていなかったのですが、申し上げますと、今お伝えいただいたような部門というのは、7ページをご覧いただきまして、細目の設定と表彰というふうにございます。主に②と③のところで今までカバーされてきたものになります。ただ、これは写真になりますので、今回届出部門になりますと、建築主の方、設計された方、施工された方が表彰の対象になってまいります。例えば橋については、景観手続きの届出の対象となりません。届出部門ということで、景観手続きの届出をいただいた方が表彰の対象になってまいりますので、土木の関係が今対象にならない状況がございます。表彰の対象となる可能性があるとしたら、例えば、③の景色部門のなかで、外環道の遠景や三郷放水路、江戸川の土手も過去表彰を受けていて、作品としてはあるのですけども、写真の方で表彰の対象になってまいりました。伺ったなかで、例えば橋については、国や県等

で作ることもあるかと思いますけども、それをどのようにしていくかはこれから考えてまいります。施主や作った方が対象になるのか、三郷の景観ということなので作った方ではなくて写真の表彰で足りるのではと思っているところがございますが、その辺は次回に向けて、整理をしていきたいと思っております。

● (野中会長)

他はいかがでしょうか。

● (戸邊委員)

パネルの展示についてですけども、これでいくと6回、計6か所ということだと思うんですけども、イトヨーカドーさんや駅の検討もした方がいいんじゃないかなということが1点目です。

あと観光写真展を商工でやっていると思うんですよ。同じ時期、兼ねるような時期に観光写真展も実施しているような感じがするんですよ。観光写真展もいろんなところでパネル展示をしていると思うんですけども、それと同等の時期に、景観賞と観光写真展の合同でパネル展示をするのもいいのかなと思います。これで21点だと思うので、スペースが大きくなると思います。時期を短くするとか、場所を多くすれば、見る方も観光と景観で合同の展示と一緒に見れるのかなということを思いました。検討していただきたいと思います。

● (都市デザイン課長)

こちら2つ、お答えいたします。

イトヨーカドーさんのお話があったと思いますが、これは現状、展示の会場に費用がかからないところを対象にしているところがございます。2か所目のららぽーとみさとについては、市とららぽーとさんで連携して場所を確保しておりますので、実施させていただいているのですが、イトヨーカドーさんに相談したことございませんので、可能性として、もし特段費用も掛からずにということであれば叶うと思いますので、そこは確認させていただきます。

あと、観光写真展のお話がありましたが、いずれにせよ産業振興部でやっているのですが、その辺の詳細は分かりませんので、もし連動してお互いに効果があるということになれば、それについても採用していきたいというように思います。

● (野中会長)

他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

● (都市デザイン課主査)

野中会長、ありがとうございました。

次に、次第の7、その他でございますが、
今後の予定につきまして、事務局からご連絡させていただきます。

- (都市デザイン課主幹)
連絡事項がございます。

本日はお忙しいなか、ご審議いただきましてありがとうございます。
本日のご審議を受けまして、今日議題でございました景観計画変更の事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、次回の景観審議会の開催予定について、お知らせいたします。
本年度につきましては、今のところ開催の予定がございません。
また、来年度につきましては、夏ごろと思いますが、夏ごろに第1回の開催を予定しているところでございます。
開催の際につきましては、1か月前にご通知をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

- (都市デザイン課主査)
以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。

それでは、当審議会の副会長でございます田邊様より閉会のご挨拶をお願いしたいと存じます。
よろしくお願ひいたします。

- (田邊副会長)
[副会長挨拶]
- (都市デザイン課主査)
ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第2回三郷市景観審議会を閉会させていただきます。
本日は、ありがとうございました。